

○鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務 手当に関する規則

(昭和58年5月26日)
規則第6号

改正 昭和60年3月15日規則第1号 平成3年4月1日規則第3号
平成6年8月18日規則第1号 平成11年3月30日規則第2号
平成16年3月24日規則第1号 平成19年8月22日規則第2号
平成23年3月9日規則第1号 平成24年2月22日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例
(昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第17号。以下「条例」という。)第5条
の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手当の種類と額)

第2条 特殊勤務手当の種類と手当の額は、別表のとおりとする。

(手当の支給)

第3条 日額で定められている特殊勤務手当(条例第3条第2項に規定する特殊
勤務手当を除く。)については、その日において従事した時間が、3時間に満
たないときは、これを支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第4類 人事・給与（鯖江広域衛生施設組合職員の特殊勤務手当）
に関する規則

附 則（平成19年規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表

特殊勤務手当の種類	条例の適用	支給基準	手当の額
廃棄物の処理業務に従事する職員 の特殊勤務手当	第3条第1項	日額	500円
	第3条第2項	日額	500円